

個人情報・情報資産取扱特記事項

1. 基本的事項

乙は、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の保護の重要性を認識し、機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産の取扱いを適正に行わなければならない。

また、個人情報の取扱い及び管理については、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 14 年豊見城市条例第 35 号）及び豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成 15 年豊見城市規則第 6 号）、その他個人情報保護に関する法令等の規定を遵守し、業務を履行しなければならない。

2. 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項の規定に基づく、個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

- ①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ③ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3. 秘密保持

乙は、委託業務に係る個人情報、情報資産及び情報資産に関する情報を他に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4. 業務従事者の監督等

乙は、その従事者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取扱わせるに当たっては、取扱う業務従事者を甲に書面を以て報告するとともに当該個人情報及び情報資産の適正管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要且つ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- (1) 委託業務に係る個人情報及び情報資産の保護の重要性を認識し、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- (2) 個人情報及び情報資産を正当な理由なく利用、他人への提供及び盗用した場合は、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び番号法、その他関係法令に基づき罰則等が適用される場合があること。
- (3) 上記事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5. 業務履行場所の制限

乙は、定められた業務履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取扱ってはならない。但し、甲の書面による承認があるときは、この限りではない。

6. 収集に関する制限

乙は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法且つ公正な手段により行わなければならない。

7. 使用及び提供に関する制限

乙は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。但し、甲の書面による承認があるときは、この限りではない。

8. 安全確保の措置

乙は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理を図るため、甲が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9. 複写、複製又は加工の制限

乙は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。但し、甲の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10. 再委託の制限

乙は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。但し、甲の承認があるときは、この限りではない。なお、甲の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び本特記事項に定める個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11. 契約終了時の返還、廃棄等

乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産について、甲の指示に従い、返還、引渡し、又は廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄及び消去等を行った場合は、その旨の証明書を提出しなければならない。

12. 報告及び監査、検査の実施

乙は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱い状況等について、甲から書面による報告を求められた場合、速やかに報告するものとし、必要に応じて甲の監査又は検査を受けなければならない。

13. 事故等発生時の報告・公表

乙は、本特記事項に違反する事態が生じたとき、又は個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう及び損なう恐れのある事故、欠陥及び誤作動等を発見した場合は、速やかに甲へ報告し、甲の指示に従わなければならない。

なお、甲は乙から報告があった場合、必要に応じて当該事故等の情報を公表することができる。

14. 契約の解除

甲は、乙が本特記事項に違反したときは、この契約を解除することができる。

なお、この場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。